

○町田市避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する条例

令和5年3月31日

条例第7号

地域福祉部福祉総務課

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)の規定に基づく避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(名簿情報の提供)

第3条 市長は、災害の発生に備え、法第49条の11第2項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合において、東京消防庁町田消防署、警視庁町田警察署及び南大沢警察署、町田市の区域に置かれた民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、社会福祉法人町田市社会福祉協議会その他避難支援等の実施に携わる関係者として町田市規則で定める者に提供する場合に限り、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。

(協定の締結)

第4条 前条の規定により名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者は、市長と名簿情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置)

第5条 法第49条の11第3項又は第3条の規定により名簿情報の提供を受けた者(以下「名簿情報被提供者」という。)は、当該提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(利用及び提供の制限)

第6条 名簿情報被提供者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(守秘義務)

第7条 名簿情報被提供者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報をを利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告及び検査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、名簿情報の管理に関し、名簿情報被提供者から必要な報告を求め、又はその状況を検査することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。